



ごみの分別

よくある質問コーナー

ごみの分別収集が始まり11年が経過し、ごみの出し方や料金などについて一定程度ご理解いただいていると思います。

しかし、制度の改正や分別区分の変更などにより迷ってしまったたり、間違えて出してしまい未回収（不適正）となることも…

そこで、ゴミの分別で市役所によくある質問や特に注意すべき点などを毎月広報にて特集していきます。

第2・第4水曜日



質問

ライターやガス缶は燃やせないごみで回収してくれないのですか？缶にはしっかり穴をあけているのに…。

回答

昨年までは燃やせないごみで回収しておりましたが、今年の4月から特定品目として粗大ごみの収集日に回収しております。

特定品目の正しい出し方

- ・指定袋はありません。
- ・ライターは必ず安全な場所でガス抜きをしてください。
- ・ガス缶・スプレー缶は必ず穴をあけてから出してください。

分別品目①②③④⑤ごとに中身の見える透明か半透明の袋で排出してください。



① 電池類
(乾電池・ボタン電池)

② 水銀体温計
水銀血圧計

③ 蛍光管
蛍光灯

④ 使い捨てライター

⑤ ガス缶
(スプレー缶・カセットボンベ)

夜間収納窓口を開設！

普段、お仕事など日中お忙しい方で、市役所窓口、金融機関等でのお支払いが困難な場合は、下記の夜間窓口を開設いたしますので、お気軽にご相談ください。

日時

12月15日(月) 17時～20時

場所・担当係

税務課納税係
(住民税・固定資産税・軽自動車税等)

市民生活課国保賦課徴収係
(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料)

介護健康推進課介護福祉係
(介護保険料・老人福祉費負担金)

上下水道課管理係
(水道料・下水道使用料・下水道事業受益者負担金)

社会福祉課子ども未来・医療給付係
(保育料)

これからもこういった滞納整理を行うことも視野に入れ、収納率の向上に努めます。

総出品数：172品
総落札数：141品
総換価代金：617,551円
〔平成26年度10月末日現在〕

2014年度 インターネット公売の結果
市では、財政の基盤である市税収入の確保と納税の公平性確保のため、市税徴収率の向上及び滞納繰越額の圧縮に向け、強化取組の一環として納付に進展がない案件については、財産を差し押さえインターネット公売を実施しています。

インターネット公売の結果について

赤平市市税等収納向上対策本部

事務局

税務課納税係
☎ 32-2219

納税係から一言

納期を守らない方、納付の意志のない方は財産を調査し

差押えします。

納期がすぎている税金がある方は直ちに納付してください。

今月の納税

納期限	12月30日(火)まで
介護保険料	第5期
国民健康保険料	第6期
固定資産税・都市計画税	第4期

納め忘れはありませんか？
12月は収納強化月間です！
今月は、税や使用料等の収納率の向上を図るため、市職員が一丸となって未収金の解消に取り組み、収納強化月間です。未納がある方には、催告書の送付や、戸別訪問等も行う予定です。誠意のない悪質な市民に対しては、厳格に対処する方針を進めて参ります。また、納め忘れが続くと未納額が膨らみ、支払いが困難となりますので、納期限は必ず守りましょう。納めることができない事情がある方は、必ず担当の係にご連絡願います。

第3号被保険者の届出

第2号被保険者（厚生年金保険や共済組合に加入している方）に扶養されている**20歳以上60歳未満の配偶者**は、第3号被保険者として国民年金に加入することになります。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を經由して行うことになります。

なお、国民年金保険料は、第2号被保険者の加入している年金制度が負担しますので、ご自分で納める必要はありません。

こんなとき	被保険者種別	届先
<ul style="list-style-type: none"> 配偶者である第2号被保険者が会社を退職したとき 配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき 配偶者である第2号被保険者と離婚したとき 配偶者である第2号被保険者が65歳になったとき 	第3号→第1号	住所地の市町村
<ul style="list-style-type: none"> 本人（第3号被保険者）が就職して厚生年金や共済組合に加入したとき 	第3号→第2号	勤務先
<ul style="list-style-type: none"> 配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金制度が変わったとき（例えば厚生年金から共済組合） 	第3号→第3号 (種別は変わりませんが届出は必要です。)	第2号被保険者の勤務先
<ul style="list-style-type: none"> 本人の住所が変わったとき 	—————	第2号被保険者の勤務先

医療保険
information



医療保険係
☎32-2214

「かかりつけ医」をもって
健康管理をしましょう！

より良い診察を受けるためには、医師との信頼関係が大切です。「かかりつけ医」を持つことで、日常的な診療や家族ぐるみの病気予防、食事や体力づくりのアドバイスを受けられるなど、より効果的な診療や健康管理ができます。ほかに、どのようなメリットがあるのかをご紹介します。

- 1 診療の手続きも簡単で、じっくり診察ができる。
- 2 入院や検査が必要な場合、適切な病院・診療科を指示・紹介してくれる。
- 3 健康診断などの結果を伝えておくことにより、診断内容に対するアドバイスが可能。
- 4 生活習慣病の早期発見・早期治療ができる。
- 5 家族の病状・病歴・健康状態を把握しているの、いざという時に早急な対応が可能。

後期高齢者医療制度のお知らせ

医療保険係 ☎32-2214

北海道後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画(案)に関する住民意見募集について

北海道後期高齢者医療広域連合は、道内179市町村との連携のもと、後期高齢者医療制度を運営している特別地方公共団体です。

このたび、広域連合では、被保険者の皆さんが地域において自立した生活を少しでも長く送ることができるよう、効果的で効率的な保健事業を積極的に進めていくための「北海道後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画(案)」を策定しました。この保健事業実施計画の策定にあたり、広く住民の皆さんの意見を反映させるため、下記期間にてご意見を募集します。

◆募集案件について

【募集案件】…『北海道後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画(案)』について
【募集期間】…平成26年12月10日(水)～平成27年1月9日(金) 必着！

◆公表する資料について

『北海道後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画(案)』

◆資料及び募集要領の入手方法について

意見募集の開始日から、北海道後期高齢者医療広域連合ホームページ (<http://iryokouiki-hokkaido.jp>) に掲載するとともに次の場所で配布しています。

- ▶北海道後期高齢者医療広域連合
- ▶赤平市役所 市民生活課医療保険係

■問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
目黒保会館6階
☎011-290-5601